

市民団体等との  
協働事業推進マニュアル

平成31年1月改訂

多 摩 市

## はじめに

本市では、平成3(1991)年に策定した第三次多摩市総合計画で、「市民、行政、民間の協働システムの確立」を掲げて以来、協働によるまちづくりに積極的な取り組みを進めてきました。

特定非営利活動促進法の施行後間もない平成11年には、「非営利団体との協働に関する基本指針」を策定し、協働を推進する具体的な取り組みとして、「公設備・市民設立・市民運営」による多摩NPOセンターの開設(平成28年3月終了)、本マニュアルの前身となる「NPO協働事業推進マニュアル」の策定、現行の「多摩市民団体等との協働推進会議」の前身となる「NPO協働推進会議」の設置、市民団体等との協働事例集の発行開始、多摩市市民活動情報センターの開設(平成24年9月終了。同年11月からは、多摩ボランティアセンターが、多摩市市民活動情報センターと機能統合し、多摩ボランティア・市民活動支援センターとして事業を継続)などの取り組みを実施してきました。

これらの取り組みを推進してきた結果、行政と市民団体との間で、協働の目的や実施後の課題や改善点を共有し、次年度以降のよりよい協働に活かしているというPDCAサイクルを意識した協働事業の実施が図られていることは、協働事例集で報告している「協働指定委託事業報告書」からも伺うことができます。

一方で、この間、少子高齢・人口減少社会の進展など、市を取り巻く状況は、大きく変化してきました。

また、市職員の世代交代が大きく進む中では、改めて協働事業を推進していくことの意義を理解するとともに、適正な事務の継承が求められています。

そこで、当マニュアルを改めて見直し、具体的な事務手順について、よりわかりやすく整理する視点で改訂することとしました。

「協働」とは、一足飛びに実現するものではなく、市職員と市民団体等が議論を重ね、協働の経験を互いに蓄積しながら、育み、ルールを創っていくものと考えられます。したがって、本マニュアルも、今後の市民や市民団体等との議論の中で見直されていくものですが、現時点で市の職員が認識しておくべき基本的な内容として、活用されるようお願いします。

平成31年1月

## 目 次

はじめに

目 次	1
<b>I 基本的な考え方</b>	2
1 協働事業推進マニュアル作成の目的	3
2 本マニュアルにおける協働の定義	3
3 本マニュアルで取り上げる協働のパターン	4
4 協働団体の定義	4
5 なぜ、何のために協働するの？	5
6 協働の始まりと心構え ～あなたの身近にもきっとある！～	7
7 協働事業の考え方	9
8 協働の形態	10
9 協働する際のルール ～頭に入れておこう！～	13
10 協働を進めるための庁内組織・関連組織	15
<b>II 協働委託実務編</b>	16
協働委託事業の流れ	17
PLAN（計画）	17
DO（実行）	18
CHECK（評価）	19
ACTION（改善）	20
協働委託事務 Q&A	21
<b>III 資料編</b>	25
多摩市市民団体等との協働推进会議設置要綱	26
平成30年度多摩市市民団体等との協働推进会議開催経過	28
平成30年度多摩市市民団体等との協働推进会議委員名簿	29
協働指定委託事業報告書（新規用）	30
協働指定委託事業報告書（継続用）	32
協働委託事業契約・市民団体等登録申請書	33
文化・市民協働課	34
用語解説	35

# I 基本的な考え方

## 1 協働事業推進マニュアル作成の目的

「協働」という言葉が、まちづくりや地域社会を語る上で欠かせないキーワードになっています。私たち市の職員も、「市民との協働」を常に念頭に置きながら仕事を進めることが求められています。

では、「協働」って何？ なぜ協働するの？ と具体的に考えていくと、何となく漠然としていて、人によって言葉のイメージや理解が異なる場合が多くあります。

このマニュアルは、このような混乱を出来るだけ整理し、なぜ、どんな場合に、どのようにして市民団体等との協働を進めていくのか、職員の皆さんの手がかりとするために作成しました。

## 2 本マニュアルにおける協働の定義

「多摩市自治基本条例」(平成16(2004)年制定。以下「自治基本条例」。)では、第3条で、「協働」を『市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割分担及び責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することをいいます。』と定義しています。また、「事業実施における参画」について規定した第25条では、市が事業を実施するにあたっての市民の参画とともに、自立的に活動する各種団体等と市との協働を掲げています。

※ 参考 多摩市自治基本条例

第25条 市の執行機関は、事業の実施にあたり、市民の参画を得るとともに、多様な市民の知恵と活力が活かされるよう努めるものとします。

2 市の執行機関は、地域の課題を解決するため、自立的に活動する各種団体等の自主性を尊重し、協働を進めるものとします。

市民個人が様々なかたちで、まちづくりに参画、協力することも、広い意味での「協働」と考えられますが、本マニュアルでは、特に第25条第2項にある、市が様々な事業を実施するにあたっての市民団体等との関係に着目して、「協働」という言葉を以下のとおり定義して使用します。

### 本マニュアルで使用する「協働」の定義

同じ目的に向かい、その目的をより良く達成する手段として、市(行政)と市民団体など、異なる組織と組織が手を組み、互いの特性を活かし合いながら事業を進めていくこと。

### 3 本マニュアルで取り上げる協働のパターン

地域の公共サービスを豊かに展開していくためには、市(行政)だけでなく、市民団体、大学、関係機関、事業者など様々な団体が、持ち味を活かして自立的に活動し、各々が地域の公共サービスの担い手として役割を果たしていくことが期待されます。さらに、同じ目的を共有できる場合には、他の組織と手を組み、協働することで、より効果的に目的を達成できる場合が多くあります。

したがって、協働の組み合わせには、市(行政)と市民団体、大学、関係機関、事業者など、市(行政)と各団体との協働関係だけでなく、市民団体同士の協働や、市民団体と大学、市民団体と事業者、大学と事業者など、様々な協働のパターンが考えられます。

本マニュアルでは、そうした様々な協働の組み合わせのパターンの中で、協働の一方の当事者が市(行政)である場合について、取り上げています。

### 4 協働団体の定義

市(行政)の協働のパートナーには、上記に述べたように様々な団体がありますが、本マニュアルでは、市が協働で事業を実施する場合のパートナーとして、特に市民団体との協働を取り上げ、以下のとおり協働する市民団体の要件を定義します。

なお、「市民団体」とは、NPO、ボランティア団体、自治会・管理組合等の地域団体など、市民が主体となって活動する団体を総称した用語として使用することとし(注)、NPOについては、法人格の有無を問いません。

(注) 自治基本条例では、大学や事業者等も含めて「市民」と定義していますが、本マニュアルでは、表現等の混乱を防ぐため、一般的にイメージされる市民団体を想定して記述しています。大学や関係機関、事業者等が行う公益的な事業について市が協働する場合にも、本マニュアルを基本に積極的に協働を進めてください。

#### <市が協働する市民団体の要件>

- ① 活動目的に公益性があること
- ② 地域の課題に市民参加の方法で取り組んでいること
- ③ 営利を目的としないこと
- ④ 自主・自立した運営を行っていること

## 5 なぜ、何のために協働するの？

社会状況の変化の中で、市(行政)主導のサービスだけでは、市民のニーズに応えきれなくなっていること、また、地方分権が進み、あらためて「住民自治」の重要性が認識されていることなどによります。

市が市民団体と協働して事業等を進めることで「市民サービスの向上」が期待でき、また、「市民主体のまちづくり」につながるからです。

### ① 市民サービスの向上が期待できる。

市民ニーズが多様化・個別化している中、公平・均一なサービス提供を原則とする行政サービスは、公平性・安定性などのメリットはあるものの、様々な市民のニーズに十分応えることが困難になってきています。

一方、市民団体が提供する公共サービスは、市民のニーズにきめ細かく機敏に反応しながら、先駆的に地域や社会の課題に対応していくことが可能です。双方の特長を活かして協働することで、より選択肢が多く、また質の高い公共サービスを市民に提供することが可能になります。

例)

- 障がい者や高齢者、子どもなどを対象としたサービスを地域の市民団体が提供することで、当事者の視点や市民の視点を活かしたきめ細かく柔軟なサービスが実現でき、市民サービスの向上が図られる。
- 行政のサービスとしては提供されていないサービス等を含め、様々な地域の課題を市民団体が捉え、自ら行動することで、多様なサービスメニューが地域に提供され、市民サービスの向上が図られる。

### ② 市民主体のまちづくりにつながる。

まちづくりの主役である市民自身が、地域に必要な公共サービスを自ら提供することで、市民の視点がまちづくりに具体的に反映され、市民の連帯の輪が広がり、市民主体のまちづくりが進むことが期待できます。

例)

- 高齢化や子育て、防犯、防災、ごみ問題、街づくりのルールなど、様々なまちの課題に市民団体が多くの市民を巻き込みながら自ら取り組むことによって、これらを自分たちの問題として捉え、市民の連帯の輪が広がり、市民主体のまちづくりにつながる。
- 地域のデータ調査や情報誌の発行などを地域の市民団体が行うことで、市民自身が地域のことを知り、地域の人的ネットワークを広げ、行政との仕事の進め方のノウハウを得るなど、様々なまちづくりの力が市民団体に蓄積することが期待できる。



## 協働は目的でなく手段

協働は、それ自体が目的ではなく、目指す目的を達成するための手法の1つです。協働を考える際には、なぜその団体と協働するのか、協働することで何を実現させたいのか、前ページの目的に照らし合わせてよく考えましょう。その上で、お互いの長所を生かし、短所を補い合うような連携と役割分担を図ることが重要です。

それぞれの組織が独自に取り組んだ方がより効果的な場合は、無理に協働する必要はありません。むしろ、行政が提供するサービスと市民団体が提供するサービスとの競合関係が生じる場合があることも意識しましょう。



## 6 協働の始まりと心構え ～ あなたの身近にもきっとある！ ～

### (1) 市から呼びかける場合

市から声をかけて市民団体と一緒に事業に取り組む際には、なぜ、企業等でなく市民団体と一緒に取り組むのか、その理由と効果を明確に意識しておくことが重要です。5 ページの考え方を参照してください。

単に、「市民団体なら経費が安くすむ」という視点で市民団体との協働を考えるのは適切ではありません。もし価額を低く抑えることが大きな目的なら、企業も含めて適正な競争を促すべきでしょう。

### (2) 協働を持ちかけられた場合

市民団体から「こんなことを考えているので一緒に取り組みませんか。」「市もサポートしてくれませんか。」という提案や相談が持ち込まれることがあると思います。これらは「協働の始まり」です。

提案の主旨が地域のまちづくりや市民サービスの向上につながるものであれば、まず、「どうやったら実現できるのか」「どんな協力・連携ができるのか」を考えてみましょう。

市の社会的信用や広報力などは、市民団体にとって魅力的な資源であり、こうした面からのサポートだけでも事業の大きな推進力となる場合が多くあります。相談やアドバイスも有効と思われます。もし、今回協働するのが無理でも、一期一会、せつかくの機会を大切にすることが次のステップにつながります。



#### **「出来ない理由」を考えるより、「どうやったら出来るか」を考えよう！**

協働を持ちかけられたとき、「内容が不明確」「予算がない」「例がない」「忙しい」等、「出来ない理由」を考えるのは簡単です。まず「どうやったら出来るか」という発想で視点を変えて考えてみましょう。市民団体と行政は、発想、価値観、行動原理が違って当たり前。だからこそ協働するのです。市の立場や仕組みを市民団体に理解していただくことは勿論必要ですが、行政の理屈を一方的に押し付けず、互いが事業の主体者であることを常に意識していくことが大切です。

協働は一日にして成らず。お互いに誠意を持って、出来るところから一步を踏み出してみてください。



### **現場に出てアンテナを張ろう！**

市民団体と互いの信頼関係を深めるには、「市民活動の現場に出て行く」「一緒にやってみる」のが一番です。市役所にどっかり構えている仕事スタイルでは、市民団体との協働はうまくいきません。まず現場に出て、どんな市民がどのように地域で活動しているのか、何を考え、感じているのか、アンテナを張って感じ取ってください。日頃の仕事にも、きっと新たな視点が生まれるでしょう。

## 7 協働事業の考え方

協働する事業の目安を体系的に分類することが、各課における協働事業の推進に必要であると考えられることから、市民団体との協働を進めるべき事業の基準と具体的な事業例を下表のとおり整理しました。ただし、ここに示した内容は、状況により変化するものであり、基本的な姿勢としては、市のあらゆる事業の推進について、市民団体との協働の可能性をゼロ・ベースから検討することが必要です。

### ＜協働事業の分類・具体的事業例＞

分類番号	協働を進めるべき事業の基準	具体的な事業例
1	◆ 広く市民相互の支え合いの醸成が必要な事業	○ファミリーサポートセンター事業など市民相互の支え合いの醸成を目指した子育て事業 ○長寿を祝う会など市民相互の支え合いの醸成を目指した高齢者事業 ○ごみの分別、環境保全、放置自転車対策など広く市民相互の支え合いの醸成が重要な事業
2	◆ コミュニティの形成や展開が期待される事業	○コミュニティセンターの事業運営 ○地域の公園や緑地の市民団体管理など地域のコミュニティ形成につながる事業 ○市民文化祭や市民体育大会など市民が主体的に文化やスポーツの振興を進めることを目指した事業
3	◆ 市民団体の専門性、柔軟性、機敏性など特性を活かすことで、より利用者のニーズに沿ったきめ細かいサービスが提供できる事業	○市民の視点を活かした、障がい者、高齢者、子ども、外国人等へのサービス・支援事業 ○市民向け各種講座の開催 ○市民向け啓発情報誌の編集 ○地域の各種調査 ○市民団体の中間支援組織の運営
4	◆ 市民同士の合意形成(ルールづくり)が必要な事業	○地区計画の策定 ○地域の建築協定の策定



### 見直さなくして協働なし

市民団体との協働を考えたり、進めたりする際に、市の現在の制度や仕組み、組織の動き方等をそのまま当てはめようとするとう無理が生じる場合が多くあります。「なぜ出来ないのか？」と疑問を投げかけられることもあるでしょう。そんな時は、「本当に出来ないのか？」「変えられないのか？」ともう一度考えてみてください。協働とは、相手方の発想や視点で、自らのサービスや仕事を見直すことでもあるのです。

## 8 協働の形態

協働には色々な形態があり、市の関り方の度合いも様々です。双方の目的や目標を達成するために、最も効果的で実行しやすい形態を考えましょう。

どのような形態の場合も、各々の役割分担や費用分担等を明確にしておくことが重要です。異なる組織同士が協働するのですから、すべてがスムーズにいくとは限りません。誤解がさらに誤解を生む場合も多くあると思われます。信頼関係を構築し、次のステップにつなげるためにも、コミュニケーションを密にしながら、「お互いが WIN-WIN」(注)の関係になるように進めていくことが大切です。

(注)WIN-WIN

関係する両者ともにメリットのある状態(「自分も勝ち、相手も勝ち」)のこと。ちなみに相手を負かして自分だけ勝つ状態は「Win-Lose」。自分が引いて相手を勝たせる状態が「Lose-Win」で、自分も相手も道連れで損をする状態が「Lose-Lose」。アメリカの経営コンサルタントであるスティーブン・コヴィーの著書「7つの習慣」で紹介されている。

### (1) 委託契約

市が責任を持って担うべき事業を、市民団体の特性を活かしてより効果的に実施するため、市民団体に委託する協働形態です。

単に決まった内容を委託するのではなく、市民団体ならではの発想や特性を事業に活かしながら、ともに市民サービスの向上を目指すという姿勢で、コミュニケーションをとりながら進めていくことが大切です。

具体的な手続き等については、P17～の「Ⅱ 協働委託実務編」を参照してください。

現状では、市が呼びかけて委託する市民団体を募集することが殆どですが、今後は、市民団体から事業を提案し、市が協働で取り組むべき事業と位置づけた上で、委託契約に基づき展開していく仕組みを検討する必要があります。

また、近年では、「市が委託者・市民団体が受託者」という関係ではなく、事業の企画立案、実施、成果や責任の所在も含めて対等に役割分担しようとする手法(パートナーシップ協定や協働契約の締結等)が模索されています。

### (2) 委託以外の契約

(1)の委託契約以外に、互いの意思表示の合致(申し込みと承諾)によって契約して行う協働形態です。例えば、市民団体が作成した成果物や所有しているノウハウを市が購入して活用するなどは、契約に基づく協働の形態のひとつです。市(行政)にとっては求める効果が達成でき、市民団体にとっては活動の資金を得て社会的信用も高まるなどのメリットが考えられます。

### (3) 補助金による支援

市民団体が主体的に行う事業に対して、市(行政)が財政的な支援を行うものです。事業の成果と責任は、ともに事業を実施する市民団体に帰属します。実施主体である市民団体の自主性や自立性を尊重しながら支援する協働の形態ですが、補助金への依存度が高くなると、自主性や自立性の発揮が困難になる場合があります。注意が必要です。

### (4) 共催

市民団体と市(行政)がともに主催者となって事業を行う協働形態です。市民団体と市(行政)の役割分担を明らかにし、互いにミッション(目的・目標)を共有しながら、企画段階から十分な情報交換のもとに進めることが重要です。

事業を進める際には、役割分担や責任の所在等について文書等を交わして互いに明確にしておくことが必要です。

### (5) 事業協力

市民団体と市(行政)が、互いの特性を活かしながら一定期間継続的な関係で協力しあいながら事業を実施する協働形態です。人的な協力、PRの支援、会場の提供、相談やアドバイスなど、様々な内容が考えられます。

事業を進める際には、協力する内容等について、文書等を交わして互いに明確にしておくことが必要です。

### (6) 後援

市民団体が主催する事業等に対して、市(行政)が「後援」というかたちで支援している旨を表明する協働形態です。市民団体にとっては市の後援により事業の社会的信用度が高まり、市にとっても比較的实施しやすい協働の形態です。市が広報等を通じてPRの支援を併せて行うことも有効です。

要件や手続き等については「多摩市紋章及び名義使用承認に関する取扱要綱」を参照してください。

### (7) 実行委員会など

市民団体等と市(行政)で構成された実行委員会などが主体となって事業を行う協働形態です。市が呼びかける場合が多くみられますが、参加メンバーが企画段階から十分話し合っ、対等な立場で目的を共有し、役割分担や責任の所在、費用分担等を明確にしておくことが重要です。

### (8) その他

市(行政)とは異なる立場・視点から、市の政策に提言を行う「政策提言」(アドボカシー)機能は、市民団体に期待される重要な役割です。こうした政策提言を受け、市(行政)がともに考え、実行していくことも協働の形態のひとつと考えられます。

そのほか、公園や道路の一部について、市民団体が自ら緑化、清掃美化活動を行う場合に、市が清掃用具等の貸与を行うアダプト制度などもあります。



## 委託と補助の違い

協働の形態の中で、市が市民団体に対して直接的に資金を支出するものに、委託と補助があります。現行制度においては、委託と補助とは、考え方や法的根拠、制度の仕組み等に以下の違いがあるので、おさえておく必要があります。

### 委託と補助の比較

	委 託	補 助
根拠法	地方自治法第 234 条 (契約の締結)	地方自治法第 232 条の 2 (寄附または補助)
事業実施 主体	市(行政)	補助を受けた団体等
領域・分野	行政が主体的に取り組むべき領域 責任や成果が行政に帰属すべき領域	民間活動の促進が必要で、投資 的な効果が見込める領域
事業の成果	委託元(行政)に帰属	補助を受けた団体等に帰属

## 9 協働する際のルール ～頭に入れておこう！～

「単に相手が市民団体であれば協働」という誤解や「市が協働を主導・管理」するような進め方は、望ましい協働のあり方として適切ではありません。このような関係では、市民団体が結局「行政の下請け」となってしまうたり、市民団体ならではの、行政とは異なる特性が発揮されません。

立場の異なる組織と組織が、共通の目的・目標を共有したときに、その達成に向かって互いの特性を尊重し、活かしあいながら進めていくことにこそ協働する意義と効果があります。これを実現するためには、以下のルール(原則)をお互いに踏まえておくことが重要です。

### <協働の原則>

#### ① 目的共有の原則

協働して取り組むことで課題認識と達成しようとする目的・目標を共有し、互いの役割分担や費用分担、責任の所在等を明確にする。

#### ② 自主性・自立性尊重の原則

市(行政)は、協働する市民団体の活動が自主的かつ自己責任のもとで行われていることを理解し、依存や癒着関係に陥ることなく、その主体性・自立性を尊重する。

#### ③ 対等な関係の原則

双方が互いに対等な関係を保つよう心がけ、一方が主導、他方が従属するような関係にあってはならない。特に市(行政)は、市民団体を「支援する」という発想でなく、同じ目的に向かい、互いの特性を活かして役割と責任を果たしながら、ともに事業を進めていくパートナーと認識することが重要である。

#### ④ 相互理解の原則

市民団体と市(行政)は、価値観や行動原理が異なるため、協働を進める中で互いに誤解や不満が生じることも多い。それぞれの立場や特性を理解・尊重し、長所・短所を認識したうえで、コミュニケーションを図りながら、双方の特性がより良く発揮されるような進め方を互いに心がける。

#### ⑤ 情報公開・共有の原則

事業を実施する市民団体も市(行政)も、公共サービスの提供者として、広く市民等に説明責任を果たす。また、協働のプロセスや結果についての情報を積極的に公開し、透明性の確保を保ちながら協働についての社会的理解を深めるよう努力するとともに、情報を共有していく。

## ⑥ 時限性の原則

協働が馴れ合いにならないように、到達目標と期限を定め、互いに緊張関係を持ち続けることが必要である。情報公開・共有の原則と併せて、協働事業の評価・検証を行い、今後の改善等が求められる。

## ⑦ 自己変革の原則

協働を通じて「共に学び」「共に変わり」「共に成長する」という姿勢や意識を持って、お互いが刺激しあいながら行動することを心がけることが必要である。

行政と団体が、PDCAプロセスの中で、これらのルールを意識して、コミュニケーションを密にとっていく事がよりよい協働の秘訣です！





## 10 協働を進めるための庁内組織・関連組織

### (1)文化・市民協働課

市(行政)との協働の推進・相談、職員や市民向けの協働の啓発、市民活動検索サイトの運営による情報発信、市民協働によるまちづくりの推進を目的とした多摩ボランティア・市民活動支援センター等関係機関との連絡会の開催などを行っています。

### (2)多摩市市民団体等との協働推進会議

協働の一方の当事者である市(行政)として、市民団体との協働を全庁的に推進するために設置している庁内組織で、課長職(各部からの代表及び関係課長)で構成されています。

多摩市市民団体等との協働推進会議(以下協働推進会議)では、毎年度、市(行政)として取り組む協働の目標を設定し、推進します。さらに、協働指定委託事業については、市民団体と協働で進めるにふさわしい事業を指定するとともに、協働の推進に向けた評価を行っています。

また、市民団体との協働を検討している事業について、複数にまたがる関係所管で調整が必要な場合には、協働推進会議を通じて調整のテーブルを設定することができます。

### (3)多摩ボランティア・市民活動支援センター(運営:多摩市社会福祉協議会)

昭和60(1985)年8月にボランティア、市民活動を行っている方や、これから行おうとしている方々を支援する目的で、多摩市総合福祉センター内に、多摩ボランティアセンターとして設立しました。

平成24(2013)年11月からは、市民活動情報センターと機能統合し聖蹟桜ヶ丘ヴィータ・コミュニェ7階に移転し、多摩ボランティア・市民活動支援センターとして設置され、引き続きボランティア、市民活動の支援を行っています。

○所在地：多摩市関戸4-72(ヴィータ・コミュニェ7階)

○電話：042-373-6611

○開館日時：月～金曜日 9時～19時、

土曜、第1・3日曜日 9時～17時

## Ⅱ 協働委託実務編

＊ この編では、委託契約に基づく協働事業【協働委託事業】を実施する際の実務について説明しています。

## 協働委託事業の流れ

### PLAN

#### STEP 1 委託内容の検討

委託により得られる成果（メリット・デメリット）について十分検討し事業実施による相乗効果を高める目的と目標を設定します。

#### STEP 2 募集要領の作成（標準要求書）

募集要領に盛り込む項目（例）

- ◇ 委託事業の目的、内容
- ◇ 応募資格、応募方法、必要な提出書類、選定のスケジュール
- ◇ 審査基準
- ◇ 予算規模（上限額）
- ◇ 事業のスケジュール

#### STEP 3 公募の実施

公募の方法は、たま広報、公式ホームページ、市民活動情報検索サイトなどを活用し多くの団体が参加の機会を得られるよう留意して下さい。

市民活動情報検索サイトアドレス：<http://www.tama-shimin-katsudo.com/>

#### STEP 4 委託先の選定方法

委託先の選定に当たり、NPO 法人や一般社団法人、市民団体を委託先とする場合は、文化・市民協働課の「多摩市協働委託事業契約・市民団体等登録名簿」への登録の確認が必要です。登録がない場合は、当該団体へ登録手続きをしていただく必要があります。

##### 【1. 企画提案方式】

主な受託団体の選択方法

- ◇ 書類審査
- ◇ プレゼンテーション
- ◇ 書類審査とプレゼンテーションの併用



企画提案方式では、予め審査基準を決定し、公開することが必要です。

審査基準（例）

- ・協働を進めるべき事業の基準（I 基本的な考え方 P10）に合致しているか
- ・委託事業の主旨を理解しているか
- ・業務遂行能力は十分か
- ・事業の受益者ニーズを理解しているか
- ・見積り額は適当か

## 【2. 見積り合わせ】

選定にあたっては、出来るだけ2団体以上から見積書を徴取してください。

## 【3. 特命随意契約】

特命随意契約による場合は、他に受託団体が見つからない、特殊な技術等が必要な第三者からの説明責任を十分に果たせるよう留意してください。

D 0

## STEP 5 委託事業の実施

- ◇ 仕様書の作成
  - ・募集要領に盛り込んだ事業目的や内容を元に決定した委託先とスケジュール、その他の要件についても十分な説明と話し合いを行い仕様書を作成します。
- ◇ 契約保証金の免除
  - ・市民団体との協働を推進する観点から当分の間、多摩市契約事務規則第47条第3項の8を適用し、契約保証金を免除します。
- ◇ 見積書の作成
  - ・作成にあたり市は受託団体に内容、想定される経費の項目等十分な説明を行いましょう。
- ◇ 契約書の作成
  - ・多摩市契約事務規則第45条により「契約金額が50万円未満の時」は作成を省略できると定められているが、事業に対するお互いの権利義務を明確にする上からも当分の間契約書を作成することとします。
- ◇ 支払い方法
  - ・委託経費の支払いは完了払いが原則ですが、受託先の事情によっては、委託金の一部を前払いとし、以後月ごとの確定払いを行う等により対応することも出来ます。

### 注) 1 前払い

地方自治法施行令第163条第2号の規定に基づき、事業の性格や団体の負担等を総合的に勘案し、委託費が確定している場合は、前払いによる支払いが可能

であるが、委託内容から前払い金の支払いがなければ業務の遂行が困難であると判断する明確な根拠が必要です。

尚、前払いの考え方は、概ね、事業履行のために必要な備品の購入や原材料等の購入等、前払いしなければ業務の遂行が困難であることが基本です。

#### 注) 2 概算払い

前払いと異なり、委託費が確定していない場合、また、事業量の増減により経費が変動する可能性がある事業等については、地方自治法施行令第162条第6号及び多摩市会計事務規則第78条により、概算払いすることができます。

この場合には、債務の額が確定した後、30日以内に収支清算書の提出を求めするなど、清算手続きが必要です。

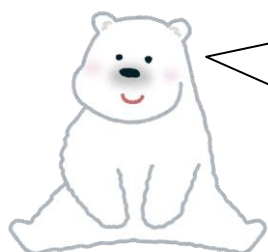
### STEP 6 進捗状況の確認

事業を円滑に進めるために、契約したからと任せきりにせず、現場へ足を運ぶなど、事業執行の現状や進捗状況を確認しコミュニケーションを図りながら進めることが重要です。

## C H E C K

### STEP 7 事業終了・評価 (Ⅲ資料編P30)

- ◇ 多摩市契約事務規則に基づく検査を実施
- ◇ 委託料の支払い
- ◇ 事業報告書の作成と提出
  - ・ 協働指定委託事業については、協働のプロセスや成果について振り返りを行い今後の事業に活かして行くために協働指定委託事業報告書を受託団体と市の所管課の双方で作成し「市民団体等との協働推進会議」に提出。
  - ・ 協働指定委託事業及び協働指定委託事業以外の協働委託事業はともに、総務契約課の評価対象案件に従い委託契約(業務委託)完了報告及び成果の評定報告書を所管課で作成し総務契約課に提出。



協働指定委託事業報告書の中には市と団体が「事業終了後のふりかえり」を書く欄があるよ！



協働する際のルール(P13)を思い出しながら、よりよい協働に向けてコミュニケーションをとろうね！

## ACTION

### STEP 8 協働事業の公表

- ◇ 協働指定委託事業報告書を作成、評価し、協働事例集等により公表。
- ◇ 報告書等の内容を今後の協働事業に活かす。

## 協働委託事務 Q&A

**Q1 協働委託事業と通常の委託事業との違いはなんですか？**

**A1** 契約事務などの実務的な手続きは、大きな違いはありません。

事業内容としては、本マニュアル「I 基本的な考え方」P9の「7 協働事業の考え方」に掲げている

- ① 広く市民相互の支え合いの醸成が必要な事業
  - ② コミュニティの形成や展開が期待される事業
  - ③ 市民団体の専門性、柔軟性、機敏性などの特性を活かすことでより利用者のニーズに沿ったきめ細かいサービスが提供できる事業
  - ④ 市民同士の合意形成(ルールづくり)が必要な事業
- を、市民団体等の強みを発揮して達成することができると考えられるものが、協働にふさわしい委託事業となります。

**Q2 「協働委託事業」と「協働指定委託事業」の違いはなんですか？**

**A2** 「協働指定委託事業」とは、庁内の関係課長で構成する「市民団体等との協働推進会議」（以下、「協働推進会議」）において、特に協働事業としてふさわしいと判断された事業です。

なお、「協働委託事業」についても、「協働指定委託事業」に選定された事業を参考に協働を進めてください。

**Q3 協働委託事業にふさわしい事業とは具体的にどのような事業ですか**

**A3** 市民サービスの向上が期待でき、協働することによってより効果的に目的を達成できる事業です。

具体的には、上記A1でも掲げた「7 協働事業の考え方」を参照して下さい。

**Q4 新規事業又は、現在民間企業に委託している事業を、協働指定委託事業にしたいと思います。どのように手続きを進めればよいのですか？**

**A4** 事務手続きの手順は、次の通りです。

① 予算編成時

各所管で、協働指定委託事業にふさわしいと判断した委託事業について、予算要求書に（協働指定）と表記します。

② 協働推進会議において検討・決定

各所管から挙げられた事業等について、協働推進会議において検討し

決定します。

なお、(協働指定)で挙げられていなかった委託費についても、協働推進会議事務局である文化・市民協働課が事業内容を所管課にヒアリングし、協働推進会議で、協働指定にふさわしいかどうか検討します。

③ 決定

協働推進会議で決定された協働指定委託事業は、経営会議に付議し、決定後予算書に(協働指定)と表記します。

※ 協働指定委託事業とされなかった協働事業は、予算書に(協働指定)と表記されませんが、各所管において協働事業として事業を進めてください。事業結果は、毎年度発行する「市民団体等との協働事例集」で、協働委託事業として報告します。

④ 決定後の契約事務の流れ

具体的な事務の流れは「Ⅱ 協働委託実務編」P16～を参考にしてください。

※なお、継続して協働指定委託事業を継続して実施する場合も上記手順①～④の手順となります。

**Q5 当初予算で協働指定委託事業としなかったが、年度途中で協働指定委託事業としたい場合はどのようにしたらよいのですか？**

A5 該当となる事業について文化・市民協働課に電話等でご相談下さい。協働推進会議に付議し、検討します。決定後、各所管にお知らせします。

**Q6 実績のないNPOや市民団体に事業委託するのは不安です。協働の相手先を見つけるにはどのようにしたらよいのですか？**

A6 文化・市民協働課では、「市民団体登録制度」(以下 枠内参照)を設け、その中で、一定の基準を満たすNPOや市民団体を履行能力があるものと判断し、多摩市協働委託事業契約・市民団体等登録名簿を作成しています。協働委託事業を実施する際は必ずこの名簿に登録されている団体から委託先を選定してください。

名簿格納場所＝ファイル備品→くらしと文化部→文化・市民協働課に格納  
なお、名簿に登録のない団体との協働委託事業については、登録申請が必要になります。事前に文化・市民協働課にご相談下さい。

⇒本マニュアル「Ⅲ資料編」P33

また、判断に迷う場合も文化・市民協働課にお問合せ下さい。



～市民団体等登録制度～

(登録目的)

多摩市は、多様な活動を展開する市民団体等（非営利活動団体、一般社団法人等）を、地域の公共サービスをともに支え合う「新たな支え合いの担い手」として位置付け、協働事業を積極的に推進しています。

中でも、委託事業については、市民生活に直接影響がある重要な案件であるため、受託する市民団体等には、協働の理念に基づくまちづくりへの意欲と、事業を確実に実行できる活動力が必要であると考えています。こうしたことから、受託団体の選定を円滑に進めるため、市との協働事業に参画する意思がある団体には、一定の要件を満たしている旨の登録をお願いしています。

(対象事業)

市民団体等との協働により、従来の実施手法よりもサービス量の拡充やサービスの質の向上が図られることを目的に、次の事業を積極的に協働すべき委託事業と位置付けています。

1. 広く市民相互の支え合いの醸成が必要な事業
2. コミュニティの形成や展開が期待される事業
3. 市民団体の専門性、柔軟性、機敏性など特性を活かすことで、より利用者のニーズに沿ったきめ細かいサービスが提供できる事業
4. 市民同士の合意形成（ルールづくり）が必要な事業

(登録要件)

1. NPO 法、一般社団法人による法人格を取得している団体で、主に、多摩市内で活動し、または、活動予定の団体
2. 多摩市内で活動する任意の市民団体で、次の要件を全て満たしている団体
  - ・ 1年以上継続して組織的に活動していること。ただし、1年未満であっても、多摩市と協働実績がある団体は、この限りではない。
  - ・ 10人以上の会員で構成していること。
  - ・ 会則、事業計画、予算・決算を示すことができること。
  - ・ 宗教や政治活動を目的とした団体でないこと。
  - ・ 特定の公職者や候補者、または、政党の推薦、支持・反対することを目的とした団体でないこと。

(登録方法)

申請書に以下の必要書類を添付して、文化・市民協働課に申請

- ・ 法人団体…登記簿謄本・会員名簿・予算書及び事業計画書・決算書
- ・ 任意団体…定款または会則等・会員名簿・予算書及び事業計画書・決算書

Q7 NPO や市民団体等の選定はどのようにしたらよいのですか？

A7 「Ⅱ協働委託実務編」P16の「STEP3公募の実施」、「STEP4委託先の選定方法」を参照してください。

Q8 協働事業を進めていくうえで注意すべきことはなんですか？

A8 「基本的な考え方」P13にある7項目の＜協働の原則＞を踏まえて事業を進めていきます。中でも①目的共有の原則にある、目的・目標の共有、役割分担や費用分担、責任の所在の明確化が重要です。「Ⅲ資料編」P28の「協働指定委託事業報告書」を参考に常にお互いの共通認識のもとにコミ

コミュニケーションを図りながら事業を実施して下さい。

# Ⅲ 資料編

## <目次>

多摩市市民団体等との協働推進会議設置要綱・・・・・・・・・・	26
平成30年度多摩市市民団体等との協働推進会議開催経過・・	28
平成30年度多摩市市民団体等との協働推進会議委員名簿・・	29
協働指定委託事業報告書（新規用）・・・・・・・・・・	30
協働指定委託事業報告書（継続用）・・・・・・・・・・	32
協働委託事業契約・市民団体等登録申請書・・・・・・・・	33
文化・市民協働課・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35

改正

平成15年3月25日多摩市告示第110号  
平成16年3月31日多摩市告示第111号  
平成19年1月4日多摩市告示第2号  
平成20年3月3日多摩市告示第67号  
平成22年3月31日多摩市告示第165号  
平成24年4月3日多摩市告示第235号  
平成25年3月29日多摩市告示第130号  
平成28年3月31日多摩市告示第144号  
平成30年3月7日多摩市告示第62号

多摩市市民団体等との協働推進会議設置要綱

(設置)

第1条 市民団体等との協働を通して市民本位の活力あるまちづくりを推進させることを目的に、市民団体等との協働推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市民団体等との協働事業の年度目標の設定について
- (2) 市民団体等との協働すべき事業の指定について
- (3) 市民団体等との協働事業の評価及び公表について
- (4) その他市民団体等との協働事業の推進に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、企画政策部企画課長、企画政策部行政管理課長、企画政策部財政課長、総務部総務契約課長及びくらしと文化部文化・市民協働課長の職にある者並びに別表に掲げる部から所属部長が推薦する副参事以上の職層にある者各1人以上（以下これらを「委員」という。）をもって構成する。

(議長及び副議長)

第4条 推進会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 議長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときはその職務を代理する。

(招集)

第5条 推進会議は、必要に応じて議長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 議長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、くらしと文化部文化・市民協働課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成15年多摩市告示第110号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年多摩市告示第111号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年多摩市告示第2号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成20年多摩市告示第67号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年多摩市告示第165号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年多摩市告示第235号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年多摩市告示第130号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年多摩市告示第144号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年多摩市告示第62号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部	市民経済部	くらしと文化部	子ども青少年部	健康福祉部	都市整備部	環境部	教育部
-----	-------	---------	---------	-------	-------	-----	-----

平成30年度 多摩市市民団体等との協働推進会議の開催経過

回数	開催日	議題
第1回	30年 5月21日	① 正・副議長の選出 ② 平成30年度年間スケジュールについて ③ 協働事業推進マニュアルの改訂について ④ その他（報告等） ・「平成29年度実績 市民団体等との協働事例集」について ・市民団体登録制度について
第2回	30年 7月26日	① 平成29年度実績 市民団体等との協働事例集について ② 協働事業推進マニュアルの改訂について ③ 市民団体登録制度について ④ その他
第3回	30年 11月16日	① 協働事業推進マニュアルの改訂について ② 新任職員向け市民協働研修報告 ③ 市民協働講座の企画について ④ 協働指定委託事業の選定と協働事業に関するヒアリングの今後の進め方について
第4回	30年 12月27日	① 協働指定委託事業の指定について ② 協働事業推進マニュアルの報告について ③ その他

## 平成30年度市民団体等との協働推進会議委員名簿

(敬称略)

部 名	職 務 名	氏 名	内線	選出区分
企画政策部	企画課長	田 島 元	2110	職指定
企画政策部	行政管理課長	小 柳 一 成	2120	職指定
企画政策部	財政課長	磯 貝 浩 二	2160	職指定
総務部	総務契約課長	鈴 木 恭 智	2210	職指定
総務部	文書法制課長	友 寄 隆 志	2240	部推薦
市民経済部	観光担当課長	渡 邊 哲 也	2370	部推薦
くらしと文化部	文化・市民協働課	古 谷 真 美	2450	職指定
くらしと文化部	オリンピック・ パラリンピック 準備室長	齊 藤 義 照	2020	部推薦
子ども青少年部	子育て総合センター長	角 谷 美 喜 子	2526	部推薦
健康福祉部	障害福祉課長	松 本 一 宏	2680	部推薦
都市整備部	交通対策担当課長	渡 邊 淳 二	2750	部推薦
環境部	資源循環推進担当課長	岩 田 具 嗣	2769	部推薦
教育部	教育企画担当課長	加 藤 大 輔	3130	部推薦

【新規用】新規事業又は前年度と受託団体が異なる場合に使用する様式です。前年度と受託団体が同じ場合は、「継続用」様式を使用してください。

協働指定委託事業報告

( 整理番号 )

1頁

1 受託団体名		代表者名	
2 委託部名		委託課名	
3 事業名			
4 事業概要			
5 事業の目的			
6 事業の成果目標			
7 募集方法	一般公募※1	限定公募※2	指名選定※3 その他
8 選定方法	企画提案	見積競争	特命随契 その他
9 決算額	千円		
10 契約期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		

※1広報等で広く募集する ※2多摩市協働委託事業契約・市民団体等登録名簿掲載団体の範囲内で募集 ※3特定の団体を複数指名

この報告は、協働事業をともに進めていくパートナーである市と市民活動団体が、協働事業のスタートから終了までにおける振り返りを相互に行って、次年度以降のより良い協働事業に活かしていくことを目的に行うものです。  
そのため、この回答が履行状況の評価に直接結びつくものではありません。

I 事業の着手段階について		受託団体		委託課 (所管課記入)	
1	協働が開始された段階は次のうちどれですか	企画段階	その他	企画段階	その他
		実施段階		実施段階	
2	協働の呼びかけはどちらからですか	市民活動団体	その他	市民活動団体	その他
		市(行政)		市(行政)	
3	協働する理由は明確ですか	はい	どちらかと言えば はい	はい	どちらかと言えば はい
		いいえ	どちらかと言えば いいえ	いいえ	どちらかと言えば いいえ
4	3で「はい」の場合その理由は何ですか	(理由)		(理由)	
5	事業の目的・成果目標 (冒頭太枠内の5番・6番を参照) を共有できましたか	はい	どちらかと言えば はい	はい	どちらかと言えば はい
		いいえ	どちらかと言えば いいえ	いいえ	どちらかと言えば いいえ
6	事業に着手するにあたり、相互の役割を話し合う場と機会がもてましたか	はい	どちらかと言えば はい	はい	どちらかと言えば はい
		いいえ	どちらかと言えば いいえ	いいえ	どちらかと言えば いいえ
7	委託団体を選んだ(選ばれた)理由は明確ですか	はい	どちらかと言えば はい	はい	どちらかと言えば はい
		いいえ	どちらかと言えば いいえ	いいえ	どちらかと言えば いいえ

II 事業の実施段階について		受託団体		委託課 (所管課記入)	
1	役割分担をともに共有し、果たしましたか	はい	どちらかと言えば はい	はい	どちらかと言えば はい
		いいえ	どちらかと言えば いいえ	いいえ	どちらかと言えば いいえ
2	進捗状況や事業に関する情報を共有しましたか	はい	どちらかと言えば はい	はい	どちらかと言えば はい
		いいえ	どちらかと言えば いいえ	いいえ	どちらかと言えば いいえ
3	常にコミュニケーションをとりながら事業をすすめましたか	はい	どちらかと言えば はい	はい	どちらかと言えば はい
		いいえ	どちらかと言えば いいえ	いいえ	どちらかと言えば いいえ

III 事業の終了後について		受託団体		委託課 (所管課記入)	
1	事業の目的・成果目標は達成できましたか	はい	どちらかと言えば はい	はい	どちらかと言えば はい
		いいえ	どちらかと言えば いいえ	いいえ	どちらかと言えば いいえ
2	今後の課題と改善策をお互いに話し合いましたか	はい	どちらかと言えば はい	はい	どちらかと言えば はい
		いいえ	どちらかと言えば いいえ	いいえ	どちらかと言えば いいえ
3	改善を必要とする事項があれば記入して下さい。	(改善点)		(改善点)	



IV【受託団体記入欄】これまでの協働事業を振り返り、以下の質問項目にご回答ください。					
1	本協働指定委託事業の実施にあたり、貴団体の特性を活かすことができましたか？	はい	どちらかと言えば はい	いいえ	どちらかと言えば いいえ
		上記ご回答について、具体的な理由や事柄がありましたらご記入ください↓			
2	本事業を実施する中で、貴団体の対外的な信用度が高まった、契約実務の要領が把握できるようになった、など、貴団体にとってのメリットはありましたか？	はい	どちらかと言えば はい	いいえ	どちらかと言えば いいえ
		具体的にあげられるメリット等ありましたらご記入ください↓			
3	行政と協働することで、協働のすすめ方の要領が得られ、認識が深まりましたか？	はい	どちらかと言えば はい	いいえ	どちらかと言えば いいえ
4	受託者としての振り返りや協働指定委託事業に対する思いがありましたら、以下自由記入欄にご記入ください。				

V【所管課記入欄】これまでの協働事業を振り返り、以下の質問項目にご回答ください。					
1	団体の特性を活かし、かつ、きめ細かい行政サービスを提供することができましたか？	はい	どちらかと言えば はい	いいえ	どちらかと言えば いいえ
2	本事業をすすめる中で、市民協働が定着し、広がる可能性を感じましたか？	はい	どちらかと言えば はい	いいえ	どちらかと言えば いいえ
3	協働指定委託事業の今後の課題などについて以下自由記入欄にご記入ください。				

上記のとおり多摩市市民団体等との協働推進会議に報告するとともに、受託団体に写しを渡します。

長

【継続用】\*本様式は、前年度と受託団体が同じ場合に使用する様式です。それ以外は「新規用」様式を使用してください。

協働指定委託事業報告

(整理番号 )

1 受託団体名		代表者名	
2 委託部名		委託課名	
3 事業名			
4 事業概要			
5 事業の目的			
6 募集方法	<input type="checkbox"/> 一般公募※1	<input type="checkbox"/> 限定公募※2	<input type="checkbox"/> 指名選定※3 <input type="checkbox"/> その他
7 選定方法	<input type="checkbox"/> 企画提案	<input type="checkbox"/> 見積競争	<input type="checkbox"/> 特命随契 <input type="checkbox"/> その他
8 決算額	千円		
9 契約期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		

※1広報等で広く募集する ※2多摩市協働委託事業契約・市民団体等登録名簿掲載団体の範囲内で募集 ※3特定の団体を複数指名

この報告は、協働事業をともに進めていくパートナーである市と市民活動団体が、協働事業のスタートから終了までにおける振り返りを相互に行って、次年度以降のより良い協働事業に活かしていくことを目的に行うものです。  
そのため、この回答が履行状況の評価に直接結びつくものではありません。

VI 事業終了後のふりかえり		受託団体		委託課 (所管課記入)	
1	事業の目的は共有できましたか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> どちらかと言えば はい	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> どちらかと言えば はい
		<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> どちらかと言えば いいえ	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> どちらかと言えば いいえ
2	事業の目的は達成できましたか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> どちらかと言えば はい	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> どちらかと言えば はい
		<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> どちらかと言えば いいえ	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> どちらかと言えば いいえ
3	<受託団体自由記入欄>				
4	<所管課自由記入欄>				

上記のとおり多摩市市民団体等との協働推進会議に報告するとともに、受託団体に写しを渡します。

長

登録団体調書

(  新規  継続 )

(項目名)		保健、医療又は福祉の増進		社会教育の推進		まちづくりの推進		
		観光の振興		農山漁村又は中山間地域の振興		学術、文化、芸術又はスポーツの振興		
		環境の保全		災害救援		地域安全		
		人権の擁護又は平和の推進		国際協力		男女共同参画社会の形成の促進		
		子どもの健全育成		情報化社会の発展		科学技術の振興		
		経済活動の活性化		職業能力の開発又は雇用機会の拡充		消費者の保護		
		団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助		都道府県又は指定都市の条例で定める				
(ふりがな)		有	無					
団体の名称	法人格							
団体所在地	〒							
(ふりがな)								
代表者名								
団体連絡先	電話			FAX				
団体e-mail				宛先	事務局	代表者	その他	
連絡担当者 (代表者と異なる場合に記入)	住所	〒						
	氏名							
	連絡先	TEL			FAX			
	e-mail							
設立年月			年		月	設立	活動歴が1年以上ある	
会則・規則		有		無				会則は整備されている
協働の有無		有		無				協働の実績がある(1年未満)
会員数	人					10人以上で構成されている		
主な財源		会員会費		受託費				予算書がある
		補助金		その他( )				決算書がある

活動実績(※)	番号	事業名 (協働委託事業の場合は、市の担当課名)	活動期間				
過去1年間の 主な事業実績を 具体的に記入 して下さい	1				年	月	
			~		年	月	
	2					年	月
				~		年	月
	3					年	月
				~		年	月
	4					年	月
				~		年	月

※:多摩市との協働委託事業については、括弧内に(担当課名)を記し、番号を○で囲んでください

# 多摩市 文化・市民協働課

市民活動の情報収集、さまざまな相談に応じます。



市民活動情報検索サイト：<http://www.tama-shimin-katsudo.com>



市民活動に関する様々な情報を、インターネット上で広く発信するものです。これから市民活動を始めようと考えている方や、既に活動している団体の皆さん、ぜひご活用ください。

## 地域デビュー手引書を発行しています！

＜配布場所＞ 多摩市 文化・市民協働課、多摩ボランティア・市民活動支援センター、永山公民館・関戸公民館、多摩センター駅出張所



# 用語解説

## ★NPO

NPOとは「NonProfit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。

したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。

このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格(注1)を取得した法人を、「特定非営利活動法人」といいます。

法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

(注1) 法人格：個人以外で権利や義務の主体となり得るもの

— 内閣府ホームページ NPOのイロハより抜粋 —

## ★NPOとNGO

NPO(エヌ・ピー・オー)とは、Nonprofit Organizationという英語の略称であり、日本語に直訳すると、「非営利組織」となりますが、正確には「民間非営利組織」と訳した方が適当と考えます。

ここで、「非営利」(＝営利を目的としない)ということ「金儲けをもらってはいけない」という意味に理解し、対価をとることはできないのではと考えられる方がいますが、この「非営利」とは、儲かった利益を構成員に分配しないという意味なのです。つまり、活動資金を得るために、収益を上げるような事業を行っても構わず、そこで得た利益を分配せず、新たな活動資金へまわせば問題はないのです。

NGO(エヌ・ジー・オー)とは、Non-governmental Organizationという英語の略称であり、日本語に直訳すると、「非政府組織」となります。

1945年6月に調印された国際連合憲章によるところが大きく、非政府組織であればNGOかということ、これも非営利であることが前提となります。営利を目的とするか政府でないことを強調するかの違いはありますが、NPOもNGOも非営利で非政府であるという点では同じものを指しています。ただ、日本ではNGOというと国境を越える活動をしている組織を意味する言葉として使われ、国内的な活動を中心としている団体のことは一般的にNPOと呼ぶことが多いようです。

## ★ボランティアとNPO

ボランティアは市民公益活動を行う個人のことであり、NPOは継続的に市民公益活動を行う団体のことを指します。NPOの場合、その運営や活動に、必ずしもボランティアが参加している必要はありません。また、これまで、ボランティア団体を含むNPOは、任意団体がほとんどでしたが、特定非営利活動促進法（NPO法）の施行によって、新たにNPO法人が市民公益活動の担い手として登場しました。

## ★特定非営利活動促進法（NPO法）

平成10年 3月25日【法律第7号】。

平成28年 6月 7日【法律第70号】。最終改正

特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とした法律です。

## ★特定非営利活動

特定非営利活動促進法第2条に定める活動で、次に掲げるもの。

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動

- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

★特定非営利活動法人（NPO法人）

特定非営利活動法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体です。

★多摩市自治基本条例

多摩市では、平成16年に制定されています。6章・31条にわたり成り立っており、地方自治の本旨に基づき、私たちのまちの自治の基本原則を定め、市民、市議会及び市長をはじめとする多摩市（以下「市」といいます。）の執行機関のそれぞれの役割を明確にし、ともに考え協力し、行動することにより、市民の福祉を向上し、豊かな地域社会の実現を図ることを目的としています。多摩市公式ホームページでも確認することができます。

アドレス <http://www.city.tama.lg.jp/0000000052.html>

★多摩市紋章及び名義使用承認に関する取扱要綱

市民活動団体が行う事業の趣旨に市として賛同できるものについては、多摩市の紋章や名義を申請により使用することができます。その際に必要な手続きを定めています。また、多摩市教育委員会でも名義の使用のに関して同様に、「多摩市教育委員会の後援名義使用承認手続について」基準等が定められています。協働の形態としては、後援となります。

## 協働事業推進マニュアル改訂状況

平成 14 年 4 月 「NPO協働事業推進マニュアル」として策定

平成 20 年 4 月 「市民団体との協働事業推進マニュアル」に改訂

平成 27 年 3 月 施設再編など現状にあわせ改訂  
用語解説編を編成

平成 31 年 1 月 施設再編など現状にあわせ一部改訂



平成31年1月改訂

## 市民団体等との協働事業推進マニュアル

編 集 多摩市市民団体等との協働推進会議

発 行 多摩市くらしと文化部 文化・市民協働課

〒206-8666 多摩市関戸6-12-1 多摩市役所本庁舎 4階

電話 042-338-6882 FAX 042-371-3711

e-mail [tm168000@city.tama.tokyo.jp](mailto:tm168000@city.tama.tokyo.jp)